

## 新年金会計基準の会計データへの影響

徳賀, 芳弘  
九州大学経済学部 : 助教授

<https://doi.org/10.15017/4369982>

---

出版情報 : 経済學研究. 64 (5/6), pp.125-139, 1998-06-30. 九州大学経済学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 新年金会計基準の会計データへの影響

徳 賀 芳 弘

## 1. はじめに

今日、わが国の企業年金制度は危機を迎えていると言われている。1960年代に登場した2種類の企業年金制度(適格退職年金<sup>1)</sup>、厚生年金基金<sup>2)</sup>)は、金利水準の安定と右肩上がりの成長を続けた証券市場に支えられて大きく成長してきた。しかし、超高齢化社会の到来を前に、企業の年金コストの増大が予想される一方で、近年、運用利回りの低下や運用資産の含み損の発生等により、基金財政の悪化が問題となっている。積立不足は、新たな掛金負担を必要とし、企業の財政を圧迫する。また、基金財政が破綻した年金基金もあり、その際の積立不足は深刻な問

- 1) 適格退職年金制度とは、1962年の税制改正によって創設された税制による企業年金制度である。この制度では事業主と信託銀行及び生命保険会社が退職年金の支給を目的とした信託契約または保険契約を結び、国税庁長官の承認を得て、事業主の掛金を税法上、損金として取り扱うことが認められている。従業員の負担する掛金については、生命保険料控除の対象となる。
- 2) 厚生年金基金制度とは、1966年に発足した制度で、厚生大臣の許可を受けて厚生年金基金を設立し、厚生年金保険法でいう老齢年金及び通算老齢年金の報酬比例部分を企業年金で代行する年金制度である。厚生年金基金制度においては、厚生年金保険法に基づき基金を設立し、当該基金が、企業及び従業員からの拠出金を運用し退職給付の支給を行うこととなっているが、一定率の厚生年金保険料の免除を受けることにより国に代わって厚生年金の給付を行う部分(代行部分)についても一体として基金に組み込まれているという特徴がある。

題を生み出す。北海道拓殖銀行の倒産の際にも、従業員が労働債権として、当然要求できる年金額を支払うだけの年金資産が、同行にはなかったことが明らかにされている(石黒[1997]、6-7頁)。日経連も、1996年1月に「企業年金制度に関する緊急提言」を公表し、実際の運用利回りが年2.5%で推移した場合の掛け金の増加(2.3倍に増加)等のシミュレーション<sup>3)</sup>を行い、年金制度改革を強く求めた(企業年金研究所[1997]、42-43頁を参照せよ)。

3) 日経連のシミュレーションは次のとおりである。

### 日経連の緊急提言の年金財政シミュレーション

実際の運用利回りが年2.5%で推移した場合の長期シミュレーション(適格年金モデル計算)

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| ①モデル設定(現時点)   | ②計算の前提           |
| ・加入者数 3,800人  | ・現状人員数維持         |
| ・受給者数 1,000人  | ・中途退職、死亡見込まず     |
| ・資産残高 150億円   | ・過去勤務債務 年10%定額償却 |
| ※年金給付 10年有期   | (5年ごと洗い替え)       |
| (給付原資1,000万円) |                  |

(単位:百万円)

	時点	掛金(年額)			年金資産	過去勤務債務額	
		通常掛金	過去勤務債務掛金	合計			
ケースⅠ	①予定利率を5.5%で固定	現在	298	341	639	15,000	3,406
	②年金額は現行どおり (給付原資を換算利率5.5% で設定した年金額)	10年後	298	497	795	12,513	5,893
		30年後	298	696	994	11,329	7,077
ケースⅡ	①予定利率を2.5%に変更	現在	692	970	1,662	15,000	9,704
	②年金額は現行どおり (給付原資を換算利率5.5% で設定した年金額)	10年後	692	575	1,267	21,291	3,413
		30年後	692	71	763	24,284	420
ケースⅢ	①予定利率を2.5%に変更	現在	596	651	1,247	15,000	6,514
	②年金額を変更 (給付原資を換算利率2.5% で設定した年金額)	10年後	596	386	982	18,989	2,290
		30年後	596	136	732	20,475	804
			596	48	644	20,995	284

注: 予定利率変更に伴う掛金等の変動度合は、制度内容、退職率等の計算基礎率、成率、年金資産の積立度合等によって、制度ごとにかなりの違いがある。  
資料: 日本経営者団体連盟「企業年金制度に関する緊急提言」1996年1月。

基金財政の悪化等を背景に、現在、公的年金・私的年金の両方において年金制度の見直しが急速に進められている。厚生省は、厚生年金（公的年金）の改革<sup>4)</sup>と共に、厚生年金基金についても、制度改正<sup>5)</sup>を検討（一部は既に決定）している。

一方、年金基金制度自体の問題とは別に、多くの論者から企業年金に関する会計ディスクロージャー問題の存在が指摘されている。日本の現行の年金ディスクロージャー制度においては、年金基金の財政状態が年金基金の側の財務諸表と母体企業の側の財務諸表のいずれにおいても明らかとはなっていない。企業経営者は、経営管理上、年金支払に必要な資産の確保の状況や年金支払債務の大きさについての最新の情報を必要とするであろうし、当該企業の従業員（年金受給者および将来の年金受給者）は、受給権の確保という視点から、年金基金の運営に関する情報に関心を持つであろう。このような情報要求に応えるには、年金基金の母体企業およびその従業員への報告は、当然時価ベースで行われていなければならない。また、経営者が拠出先年金基金を選択するためには、各基金の運用実績を比較可能な形で知りたいと考えるであろう。そのためには、基金の財務諸表において、同一の方法で測定された年金資産の時価<sup>6)</sup>が開示されていなければならない。簿価ベースでは、

含み損を抱えた年金資産と含み益を有する年金資産の間の区別がつかず、運用能力の比較が出来ないからである。

また、投資者は、年金基金の運用が当該企業の財政状態を左右する重要な要素であるということから、自らの投資しようとする企業の年金に関するリスクとリターンを正確に知りたいと考えるであろう。年金基金の運用形態が貸付を中心としていた時代とは異なり、元本割れの可能性のある株式等にシフトしつつある状況においては、母体企業における年金資産・年金負債の計算も時価ベースで測定・開示される必要が高まっている。このような情報要求に答えるには、母体企業の側でオフバランスとなっている年金負債のオンバランスや年金資産の時価開示、さらに、それら資産額・負債額の算定基礎の開示が必要となるであろう。

会計理論上も、年金会計が会計理論全般に提起している問題は大きい。会計パラダイムにおける収益・費用中心観から資産・負債中心観への変化が年金会計に変化を促している。しかし、年金会計の変化は会計パラダイムの変化の単なる反映として捉えられるべきではない。年金会計に巡る理論・基準の変化が、資産・負債中心観、それに基づく資産・負債概念、及び資産・負債の認識・測定といった概念フレームワーク問題に関して、米国やIASC型の概念フレームワークの主張を徹底させ、曖昧なまま残されていた部分を明確にしつつあるという側面は、概念フレームワークが会計基準設定のための基準としての性格を有することから、より重要であ

4) 厚生省は、1997年に、公的年金改革の必要を説き、現行制度の維持から厚生年金の廃止まで、5つの選択肢を提示している。詳しくは、厚生省[1997a]を参照せよ。

5) 厚生省[1996]によれば、厚生年金基金に関して、①年金資産の時価評価、②予定利率の弾力化、③財政方式の弾力化、④最低積立水準に対する財政的検証の導入、⑤最低保全額、⑥基金解散の条件、⑦給付水準の引き下げに対する認可等について検討が行われており、①については1998年3月決算より実施される予定である。

6) 厚生省[1997c]によれば、年金基金側の資産の評価方法に関しては、①時価、②移動平均法等で時価の短期的な変動を平準化したもの（数理的評価）、及び③①と②のいずれか低い方の額から企業が実情に合わせて選択することが認められている（5頁）。

るかもしれない<sup>7)</sup>。

本稿は、企業年金制度自体の問題ではなく、年金会計基準の問題に焦点を絞っている。また、年金会計に関する包括的な議論の全体像を提示するもの<sup>8)</sup>でも、年金会計を巡る理論的・制度的問題への直接的解決策を導出しようとするものでもない。本稿の目的は、改訂国際会計基準 (IASC [1998]<sup>9)</sup> が日本に導入されるか、現在審議中の日本の年金会計基準が改訂国際会計基準に近い形に設定される場合に、それが母体企業の財務諸表にもたらす影響<sup>10)</sup>の内容と大きさを、年金基金を巡る経済的状況において予測することである。そのために、以下の手順を踏むこととする。①日本の退職給付制度 (年金制度を含む) と最近の年金基金を巡る経済的状況を観察する。②日本の年金会計実務の問題と改訂国際会計基準の内容を考察する。③前二者の考察から得られた、新基準設定 (基準変更) の影響を推定し、SEC 基準採用企業の年金会計に関するデータと東証一部上場企業に対して行ったアンケート調査<sup>11)</sup>の結果によって若干の補強を行う。

7) 年金会計を巡る最近の理論的展開については、今福 [1998] を参照せよ。

8) 年金会計の総合的な研究書として、今福 [1996] がある。参照せよ。

9) IASC は1983年1月に IAS 第19号「事業主の財務諸表における退職給付の会計処理」を公表したが、1993年12月に改訂され基準名も「退職給付コスト」と変更された。その後、当該基準を改訂すべく1996年10月に公開草案 E54「従業員給付」の公表、および1997年12月の「最終討論」の公表を経て、1998年1月の改訂基準の設定となった。本稿において、改訂国際会計基準という場合には、1998年の改訂基準を指す。

10) 年金資産や年金負債の時価情報が資本市場において情報価値を有するかどうかに関する実証研究としては、中野 [1997] や桜井 [1997] がある。参照せよ。ただし、本稿は、年金会計情報の有するインプリケーションを調査するものではなく、会計データそのものへの直接的影響を調査するものである。

## II. 日本の企業年金制度

### 1. 企業年金制度の概略

日本では、一般に労働協約等に基づき退職給付が行われており、その支給方法には、退職時に一時金として支給する方法、分割支給する方法及びこれらを組み合わせた方法がある。また、退職給付に係る原資の積立形態としては、企業が自己資金により給付を行う形態 (内部積立) と、厚生年金基金制度、適格退職年金制度等の制度を利用して外部に積み立てた資産を原資として給付を行う形態 (外部積立) がある (詳しくは、松本 [1995a]、58-59頁を参照せよ)。

厚生年金基金の1995年末の企業年金の資産残高は、41兆7,750億円であり、適格退職年金が17兆8,011億円である。金額の大きさ、適格退職年金は全額を退職一時金として受給する割合が高いこと<sup>12)</sup>、及び適格退職年金から厚生年金基金への移行がみられること<sup>13)</sup>から、以下の考察においては、厚生年金基金のみを対象とする。

### 2. 最近の企業年金を巡る状況

厚生年金基金の財政状態は、①加入員数、②

11) 当該アンケート調査は、関西大学の松尾正教授を代表とする文部省科学研究費補助金 (基盤研究) によるものであり、筆者は年金会計に関する調査の部分を担当した。

12) 労務行政研究所 [1997] によれば、1993年度において、厚生年金基金では、その38.3%のみが退職一時金として支払われており、年金支払いのウェイトが高い (全額が年金の基金: 47.6%) のに対して、適格退職年金ではその76.4%が退職一時金として支払われており、年金支払いのウェイトが低い (全額が年金の基金: 16.7%)。

13) 厚生年金基金では、給与水準が一定以上の場合を除き、積立金に対して特別法人税が課せられないため、適格年金の積立金が高額になり特別法人税の支払いに負担を感じている企業において、厚生年金基金への移行がみられる。

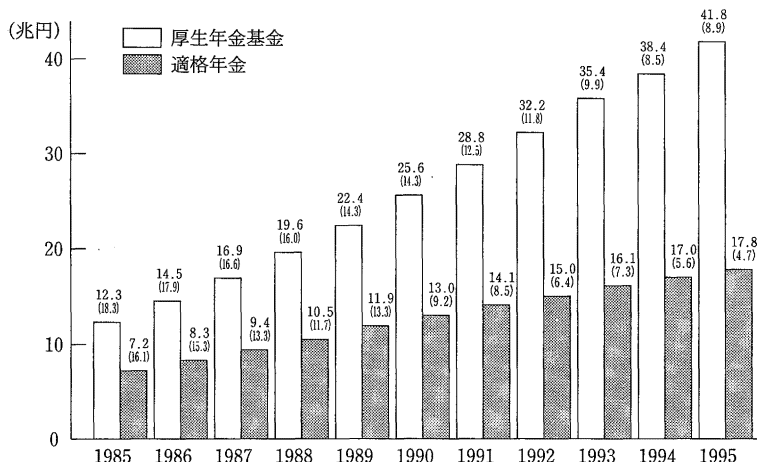
運用利回り、及び③年金資産（積立金）の評価、の3つの要素によって決定される。

まず、これまでのところ、厚生年金基金加入者数は、1985年末：706万人、1990年末：984万人、1995年末：1,213万人と年々増加しており（企業年金研究所 [1997]、25頁）、この点において、加入員数は、基金の財政状態を悪化させる要因とはなっていない。加入員の増加は、積立額（簿価）に連動しており、実質運用利回りの薄さを元本の大ききでカバーすることも可能となる場合がある。しかし、図表1から分かる

ように、近年、その増加率は、1992年→1993年：3.0%増、1993年→1994年：1.1%増、1994年→1995年：0.7%増と鈍っており（企業年金研究所 [1997]、25頁）、その他の条件を現在のままと仮定し、現在の出生率等を考えれば、年金資産簿価の成長は、近い将来、マイナスに転ずるものと予想される。

次に、運用利回りに関しては、政府の超低金利政策によって公定歩合が1995年4月に1%に下げられ、さらに同年9月に0.5%に下げられたことを反映して、預金利率や公社債の利率も低

図表1. 企業年金積立額の推移



注：( )内は対前年度末伸び率 単位：%  
出典：企業年金研究所 [1997]、35頁。

図表2. 厚生年金基金の契約形態別利回りの推移（平均値）（単位：%）

区分	修正総合利回り			総利回り		
	1993年	1994年	1995年	1993年	1994年	1995年
生命保険会社				5.49	4.36	4.54
一般勘定	-	-	-	5.50	4.50	4.50
第一特約	5.81	-3.17	13.49	5.25	-2.23	6.44
第二特約	5.09	-3.41	12.66	4.75	-1.89	5.58
信託銀行				3.54	2.46	2.79
年金信託	5.08	-1.71	14.59	3.53	2.44	2.74
年金指定単	4.89	-3.78	15.16	5.86	3.12	4.75
投資顧問会社	5.57	-3.44	12.53	5.78	3.33	3.77
合計				4.32	3.23	3.52
従来運用分	-	-	-	4.30	2.41	3.49
運用拡大分	5.39	-3.52	13.27	5.67	2.73	4.19

注1：修正総合利回りおよび総利回りはともに、運用期間2年以上。

注2：総利回りおよび修正総合利回りについては注16を参照せよ。

出典：企業年金研究所 [1997]、38頁。

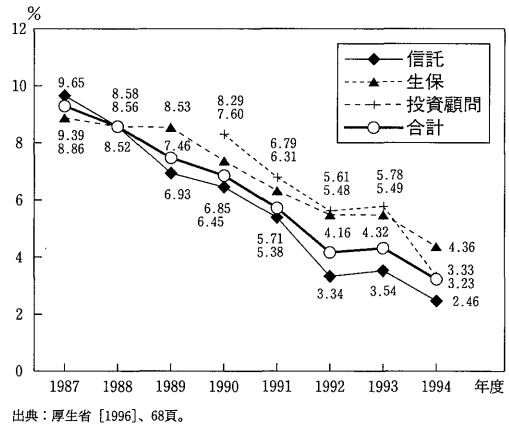
下した。そのため、図表2に示されるように、1995年度の運用利回りは、資産全体の総利回り<sup>14)</sup>で3.52%となり、予定利率である5.5%を下回った。総利回りで5.5%を上回ったのは、生命保険会社の第一特約と第二特約のみであった（企業年金研究所[1997]、37-38頁）。その後も超低金利政策は継続されており、基金の運用利回りの状況も同様であろうと推定される。

最後に、年金資産の時価評価に関して、運用利回りと分離された個別の情報<sup>15)</sup>は、年金信託のみであり、それ以外については、実現益ベースの総利回りに評価損益を加味した修正総合利回り<sup>16)</sup>から読みとるしかない（ただし、生命保険会社の一般勘定には当該データもない）。図表2の修正総合利回りを見ると、日経平均株価が1995年6月には15,000円台まで下落した後、1996年には20,000円～21,000円台で推移したことを反映して、1994年度の-3.52%から、1995年度の+13.27%へと上昇している（企業年金研究所[1997]、38頁）。しかし、1995年度においてですら、年金信託において3.10%の含み損があり（企業年金研究所[1997]、44頁）、その後、株価がさらに低迷していることから考えて、かなりの基金で含み損が発生していると思われる。なお、時価ベースの情報は一定の基金に限られてはいるが、図表3-1と図表3-2の比較か

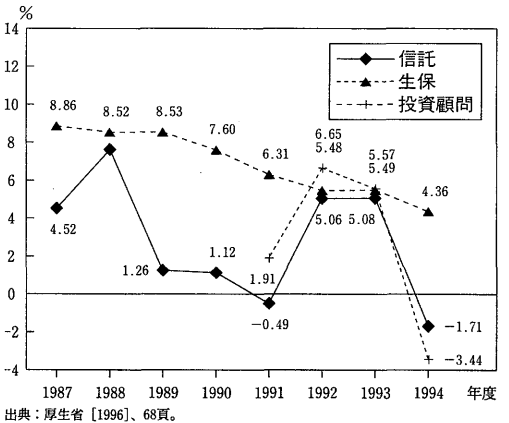
らもそのことは読みとれるであろう。また、貸付金の割合が36%と高く、有価証券への投資が比較的少ない（48%、企業年金研究所[1997]、38頁）生命保険会社の基金の資産構成に比べて、有価証券への投資が大きい（90.4%、企業年金研究所[1997]、38頁）信託銀行の場合には、年金資産の含み損はより大きいと推定される。

以上に述べたような現在の基金を巡る状況を、図表4-1に示すような基金の財政悪化のプロセスに当てはめてみると、加入者数の状況を除く2つの要因によって、基金の財政が悪化（財政悪化の構造については、図表4-2を参照せよ）していることが分かる。

図表3-1. 厚生年金基金の運用実績の推移(簿価ベース)



図表3-2. 厚生年金基金の契約形態別利回りの推移運用実績の推移(時価ベース)



14) 総利回りは次式で算定する。

$$\text{総利回り} = \frac{\text{信託収益受取金 [実現]}}{\text{元本平均残高 [簿価]}} \times 100$$

15) 1998年3月の決算より、基金の財務諸表において、年金資産は時価ベースで記載されることになる。

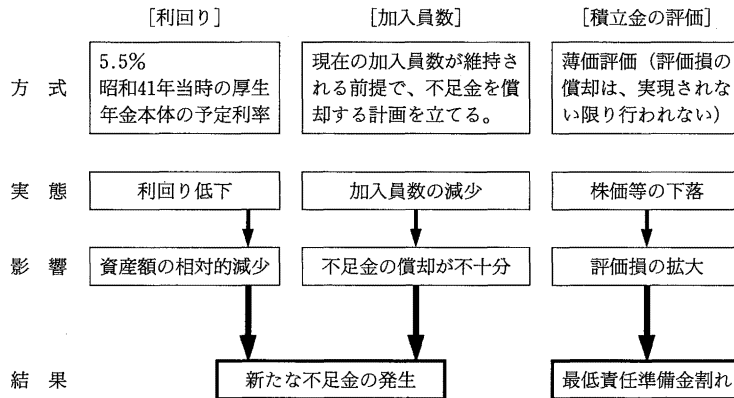
16) ①総合利回りは次式で算定する。

$$\text{総合利回り} = \frac{\text{信託収益受取金} + \text{当期末評価損益} - \text{前期末評価損益 [実現+未実現]}}{\text{元本平均残高 [簿価]}} \times 100$$

②修正総合利回りは次式で算定する。

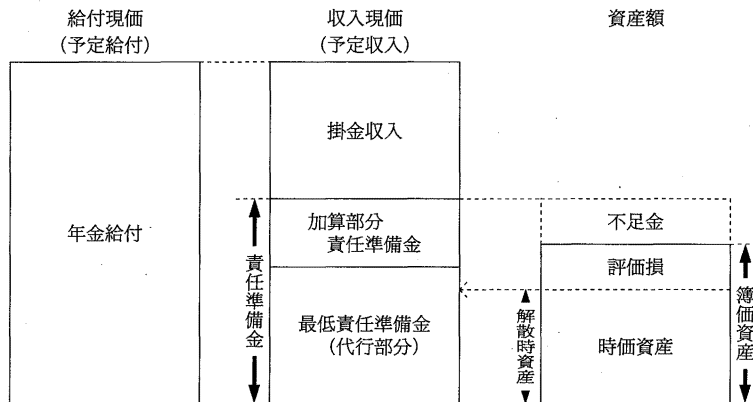
$$\text{修正総合利回り} = \frac{\text{信託収益受取金} + \text{当期末評価損益} - \text{前期末評価損益 [実現+未実現]}}{\text{元本平均残高} + \text{前期末評価損益} + \text{前期末未収収益 [時価]}} \times 100$$

図表4-1. 厚生年金基金の財政悪化のプロセス



出典：厚生省 [1996]、63頁。

図表4-2. 財政の悪化した基金の構造



出典：厚生省 [1996]、63頁。

### III. 日本の年金会計実務とその改革の方向

#### 1. 現行の会計実務とその問題点

日本においては、退職給付に関して、1968年11月に公表した退職給与引当金についての企業会計審議会意見書(「企業会計上の個別問題に関する意見第二」「退職給与引当金の設定について」)があるのみで、年金給付を含む包括的な会計基準は公表されていない。年金費用についても税法の規定があるのみである(日本の退職給付会計基準に関する詳細は、松本[1995a]を参照せよ)。現行の会計実務においては、企業が自

己資金により給付を行う形態(内部積立)を採っている場合と厚生年金基金制度、適格退職年金制度等(外部積立)を利用して給付を行う形態を採っている場合とでは会計処理が異なっている。

まず、企業が自己資金により給付を行う形態を採っている場合には、当期の負担に属すべき退職金の金額を費用として認識すると共に、当該金額を退職給与引当金として貸借対照表の負債の部に計上する。当期の負担に属する退職金の算定方法には将来支給額予測方式<sup>17)</sup>、期末要

17) 将来支給額予測方式とは、将来の退職金を各期に支給される給与額を基準として期間配分する方法である。

支給額計上方式<sup>18)</sup>及び現価方式<sup>19)</sup>などがあるが、法人税法上で損金算入を認められている期末要支給額の40%を引当て計上（費用計上）している企業が多い<sup>20)</sup>。

次に、外部積立資産から給付を行う形態を採っている場合には、その期に拠出した額を退職給付費用として処理する（外部積立資産は企業会計とは切り離し貸借対照表上認識しない）。また、給付水準の改訂、財政再計算等により生じる過去勤務債務については、会計上もそれぞれの財政計算において採用した償却期間にわたって償却が行われている。

年金基金の重要性の高まりと以上のような包括的会計基準の欠如を鑑みて、大蔵省企業会計審議会に特別部会が設定された。そこでは特別部会の議論に資することを目的として、企業財務課長の私的研究会である企業財務懇談会において論点の整理が行われている。そして、現行の年金会計実務について、次のような問題を指摘している（企業財務懇談会 [1997]）。

a. 退職給付に係る費用が増大していく状況にあって、年金を含む退職給付の支払に必要な原資の確保状況（年金負債、年金資産の状況）等、企業の財政状態に関する潜在的リスクが明らかにされないことにより、投資家にとって適切な投資判断が妨げられるのみならず、企業経営者にとっても、企業の経営成績及び財政状態を適切に把握することが困難となる。

b. 退職給付の支給方法（一時金支給、分割支給）の違いや積立方法（内部積立・外部積立）の違いにより会計

処理方法が区々となっていることは、企業によって、退職給付費用の認識時期やその測定方法が異なることになり、投資家にとって、企業間の業績の比較可能性を阻害することとなる。

c. 海外投資家の増加を踏まえ、諸外国においても企業年金に係る会計情報の充実が図られていることに鑑み、我が国金融証券市場の国際化のために、グローバル・スタンダードという観点から、企業年金に係るディスクロージャーの重要性が一層高まってきている。

a は母体企業の退職給付費用・資産・負債の認識・測定における問題とそれらに関する開示制度の欠如を指摘したものである（「本稿Ⅰ. はじめに」を参照せよ）。

b の問題は、日本の年金制度自体の特殊性と密接な関係を有するものである。日本では、退職給付の支給方法や積立方法の違いにより、例えば、分割支給の部分は適格退職金により、一時支給分は退職給与引当金を引き当てるといった方法を採用した場合など、それぞれ別の会計処理が行われている。しかしながら、「退職給付の支給方法や積立方法が異なっている場合であっても、退職給付として企業が負担するコストであるという性格の違いはなく、また、その発生は、労働に起因し、基本的には勤務時間を通じて形成されるものであると考えられる」（企業財務懇談会 [1997]）ことから、会計上、同一の性格の費用が異なって処理されることには問題がある。それは、退職給付費用に限らず、年金資産・年金負債の認識・測定に関しても同様のことが言えよう。

また、「制度ごとに会計処理基準を設定していると、制度自体が変更された場合に個々に会計処理基準を見直す必要が生じる」（企業財務懇談会 [1997]）であろう。その上、多くの企業が退職給付制度を、退職給与引当金制度から厚生年

18) 期末要支給額計上方式とは、期末現在において全従業員が退職するとした場合の退職金要支給額の当期増加額を毎期の費用とする方法である。

19) 現価方式とは、将来支給額予測方式又は期末要支給額計上方式によって各期に配分された金額を退職金支給予定時期までの期間にわたって一定率で割り引いた現在価値額を毎期の費用とする方法である。

20) 詳しくは、朝日監査法人 [1995] の171頁を参照せよ。税法限度額については法人税法施行令第108条を参照せよ。



金基金制度や適格退職年金制度に移行しつつあり、法人税法改革の結論が、退職給与引当金の損金算入限度額を期末要支給額の20%にすることになれば、この傾向には拍車が掛かるであろう。そのような制度の移行の際には、計算基礎の異なる退職給付を合理的に整合させて会計処理するという難しい問題が生じる（当該制度移行における会計問題については、松本[1995b]を参照せよ）。

cは、日本における退職給付会計を改革するに当たって、年金を中心とした退職給付に関する国際的動向を観察し、可能であれば、それに近い認識・測定・開示のルールを設定していこうという姿勢を示したものであり、IOSCO（International Organization of Securities Commissions：証券監督者国際機構）による国際会計基準（IAS）の一括承認を1998年4月（予定）に控え、国際会計基準の承認への国際的圧力の高まりを考慮したものである。

## 2. 年金会計改革

### (1) 企業財務懇談会の提言

企業財務懇談会は、前述の3つの問題点に対処するために必要な議論を行っているが、それらは以下のように要約できよう。なお、議論の多くはaに関するものである。

まず、前述のaに関しては、次のように述べている（企業財務懇談会 [1997]）。

会計処理の前提として、企業がどのような退職給付制度を採用しているのかといった定性的情報についてディスクロージャーすることについて検討する必要がある。また、退職給付に係る数値情報は、基礎率等の仮定のもとに数理計算の手法を用いて算出されるものであり、会計処理を通して財務諸表に反映された数値だけでは、投資家が企業年金に係る情報を適切に理解することは難し

いと考えられる。そこで、財務諸表に反映された数値情報を補完し、その理解を助けるため、企業の採用する退職給付制度ごとに、退職給付債務の額や年金資産の時価、割引率、過去勤務債務の処理方法といった年金費用等の算定の基礎となる事項のうち重要なものについては財務諸表に注記を求めることについて検討する必要がある。

この提言は、投資家が投資のリターンとリスクを知ろうとする場合に、企業年金に関する定量的情報の開示のみならず、定性的情報の開示も必要であることを指摘している。

また、年金費用に関して、次のように述べている（企業財務懇談会 [1997]）。

退職給付は退職を理由として支払いが行われるものであるが、その発生要因は在職期間を通じて形成されるものと考えられることから、退職給付に係る費用は、在職期間にわたって適切に配分されることが必要となる。この点、既に、企業会計審議会の意見書（「企業会計上の個別問題に関する意見 第二 退職給与引当金の設定について」1968年11月11日）においては、「当期の負担に属すべき退職金の金額を、その支出の事実に基づくことなく、その支出の原因または効果の期間帰属に基づいて当期の費用として認識するとともに、これを負債として認識し、期末現在におけるその累積額を貸借対照表に明示しなければならない」との考え方が示されている。

この考え方によれば、退職給与引当金に限らず、厚生年金基金制度等の外部積立型の制度を利用している場合においても、退職給付費用は、その拠出金の支払いにかかわらず、退職給付債務の発生ベースで認識するという考え方にに基づき、合理的な計算によりこれを財務諸表に反映させていくことについて検討する必要がある。

ここで重要なポイントは、拠出金の支払額を退職給付費用とするのではなく、退職給付債務の発生ベースで退職給付費用を算定すべきことを指摘している点である。この指摘は、①基金の財政と母体企業の処理は相対的に独立すべき

こと、および②年金費用の計算に先行して年金債務の計算が行われなければならないこと（資産・負債中心観が示されていること<sup>21)</sup>）の2つの内容を含んでいることに注意しなければならない。

さらに、年金資産の時価評価に関して、次のように述べている（企業財務懇談会 [1997]）。

外部積立型の制度を採用している場合には、企業会計上、年金資産を時価評価することを含めその測定方法を検討するとともに、厚生年金基金制度における代行部分の性格等を含め、年金資産・年金負債をどのように認識するかについて検討する必要がある。

また、現行の外部積立型の制度における財政計算は、積み立てられた年金資産が一定の予定運用率により運用され、年金給付原資として維持されることを前提としており、年金資産が期待した収益を獲得できなかったことあるいは年金資産に評価損が生じたこと等により、当該年金資産が年金給付原資として維持されていない場合には、その不足額を追加して積み立てない限り、企業にとって将来の負担が発生することになる。このように、年金資産を時価評価することにより年金支払に必要な資産に不足が生じている場合には、その財政状態を明らかにすることについて検討する必要がある。

年金資産の時価評価の必要性に関しては、前述したとおりである。むしろ、ここで問題とされるべき点は、企業財務懇談会が年金債務の範囲<sup>22)</sup>についての議論を行っていないことであろう。企業財務懇談会は、前述の年金費用（退職給付費用）の測定に先行して必要とされ、年金資産の積立不足を測定する際にも必要とされる年金債務に関して、前述したような退職給与引当金の算定方法に言及するのみで、米国 FASB

や IASC で議論になったような問題に触れていない。

次いで、b に関して、企業財務懇談会は、次のように述べている（企業財務懇談会 [1997]）。

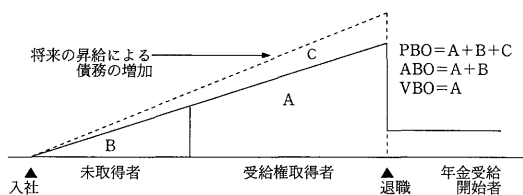
退職給付費用については、退職給付の支給方法及び積立方法の如何にかかわらず、包括的な会計処理基準を設定することについて検討する必要がある。

これは、退職給付費用の算定が、基金への拠出に関連付けられるのではなく、退職給付債務の発生に関連づけられるべきとの同懇談会の主張と整合するものである。将来のキャッシュ・アウトフローとしての債務の共通性に着目し、異なる退職給付制度の会計処理の統合を図ろうとの趣旨であろう。退職給付費用の統一的測定を行うためには、退職給付債務やそのために積み立てられた資産の測定基準も必要となってくるため、退職給付に関する包括的会計基準が必要となる。

最後に、c に関しては、企業財務懇談会 [1997] の提言と以下の IASC [1998] の論点

22) 年金債務概念として通常取り上げられているものは、以下の3つであり、それらは下図のような関係にある。

- ①確定給付債務 (Vested Benefit Obligation : VBO) : 既に受給権が確定した年金給付額の現在価値
- ②累積給付債務 (Accumulated Benefit Obligation : ABO) : 期末時点での従業員の勤続年数と報酬金額に基づいて計算した将来給付額の現在価値
- ③予測給付債務 (Projected Benefit Obligation : PBO) : 累積給付債務に将来の昇給率を原因とする年金債務の増加分を加味したもの



出典：田中周二「年金受給権と運用目標について」『年金と雇用』第14巻1号（1995年1月），20頁。

21) しかし、企業財務懇談会が、年金会計を資産・負債中心観に基づく一貫した理論で説明しようとしているのではないことは明白である。例えば、退職給付費用の計上は原価配分理論に基づいた説明がなされている。

との比較をとおして考察したい。

(2) 改訂国際会計基準の論点と企業財務懇談会の提言

IASC [1998] の論点 (どのような変化を促しているのか) は以下のように整理出来よう (今福 [1998] を参考にした)。

- ①年金基金の積立目的と会計目的との分離。
- ②年金費用の会計問題から年金債務の会計問題へ (フローの評価からストックの評価へ)。
- ③拋出制を対象とした年金会計から非拋出制も含めた統一的な年金会計制度へ。
- ④年金資産の公正価値評価と年金債務の公正価値評価。
- ⑤ディスクロージャーの充実。

まず、①に関しては、FASB [1985] の公表以前には、国際的に見ても、保険数理計算に基づく毎期の基金拋出額がそのまま費用とされていた。しかし、IASC [1998] は、FASB と同様に、従業員による毎期の用役の提供が、従業員が将来得る給付を生み出すとの視点から、基金への拋出と年金費用とを切り離している。前述したように企業財務懇談会の提言もこの点において同一の視点に立つものと理解されよう。

①の視点に立てば、②に示されているように、年金費用の計算に先だって既発生債務の確定がなされなければならない。年金債務の範囲が問題となるのである。この点も、企業財務懇談会は同一の視点に立つものと考えられる。しかし、IASC が、年金債務として予測給付債務 (PBO) の採用を明記しているのに対して、前述したように、企業財務懇談会では当該議論は行われていない。それは FASB [1985] が年金債務として累積給付債務 (ABO) を採用しているため、国際的動向が明確に予測できなかったからかも

しれない。

①および②の論理的帰結として、年金債務の評価は、拋出された年金基金の評価額とは切り離された形で、年金債務自体のあり方が問題となる。つまり、外部拋出方式の年金債務のみでなく、内部留保方式の退職給与引当金の評価を含めた共通の議論が必要となってくるのである。それが論点③である。この点に関しても、前述したように、企業財務懇談会の見解は、IASC と軌を一にしている。しかし、年金債務の評価において用いられる割引率に関しては、IASC が優良確定利付き債券の利率を採用しているのに対して、企業財務懇談会では割引率 (予定利率) として、固定率、長期市場利率、平滑化した利率等が考えられることのみを指摘している点において相違している。

④に関しては、Swanson et al. [1997] が指摘しているように、改訂国際会計基準は、FASB [1985] よりも、年金資産・年金負債の公正価値評価を徹底している (Swanson et al. [1997]、p.102)。IASC は、年金債務を市場利率に連動させて每期評価し直し、それと年金資産の公正価値を対応させて積立不足を測定する方法を採用している。前述したように、企業財務懇談会は割引率として何を採用するか特定していないが、年金債務・年金資産の評価において、市場との連動を考慮しており、この点でも国際的動向への接近が図られている。

⑤の開示の問題に関しては、IASC が母体企業の投資者を想定した開示規定の設定を図っており、企業財務懇談会の提言も同様の方向における充実を検討している。

以上から、いくつかの相違点を有するとはいえ、基本的考え方において、企業財務懇談会の提言が改訂国際会計基準の主要なポイントと共



通していることが明らかとなる。

#### IV. 年金会計基準の会計データへの影響

##### 1. SEC 基準で財務諸表を作成している企業をサンプルとした調査

図表5(加藤[1997]および徳増・加藤[1997]に基づいて作成)には、SEC 基準<sup>23)</sup>で財務諸表を作成している日本企業と東証外国部上場の米国企業(PBOのデータのないApple社及びMacDonald社を除く)の年金資産、年金債務(予測給付債務:PBO)、負債としてオンバランスされるべき積立不足額(PBO-年金資産の公正価値)が示されている。

日米両サンプル企業の特異性に関する限界があるとは言え、米国基準と改訂国際会計基準の求めている情報の共通性から、日本企業がIASC[1998]を採用した場合の影響の大きさがある程度推察できる。まず、図表5に示されたPBOの総資産に対する割合から、日本企業の年金債務(PBO)の大きさは、総資産の10%程度にもなることが分かる。また、サンプルとされた日本企業は、当該情報が開示されていることにより積立不足解消に努力していると考えられるが、4.4%の積立不足(PBO-年金資産の公正価値)が発生しており、他の日本企業では、より大きな積立不足が発生しているものと予想される。

また、図表5より、日米企業の比較を行えば、次のようになる。米国企業の多くが積立超過か僅かの積立不足(総資産比平均で4.4%の積立超

過)であるのに対して、日本企業はいずれも積立不足(同平均で4.4%の積立不足)であることが分かる。そのような結果は、日本におけるバブル崩壊後の年金基金の修正総合利回りの低下と割引率の低下から容易に予測できよう。貸付金・国債等の利回り低下(予定運用利回り達成の困難性)と株式価格の下落(年金資産の含み損の発生)によって、年金資産の公正価値が予定されている成長を達成できず、一方、割引率の低下によって年金債務の現在割引価値が大きくなりPBOは増大するからである。しかし、総資産に対するPBOの割合は、米国企業が平均25.7%であるのに対して、日本企業の平均は、10.3%と半分以下である。これは、日本の方が年金支払い全体に占める公的年金の割合が大きいためであろう。年金資産の割合に関する差は、積立不足を考慮しても大きい。これも同様の理由によると思われる。また、PBOの割合が半分以下であるにもかかわらず、日本企業の年金費用の割合(年金費用/総資産=0.7%、年金費用/税引前利益=25.8%)は、米国企業(年金費用/総資産=0.4%、年金費用/税引前利益=2.8%)に比べて圧倒的に大きくなっている。これは、①日本企業の税引前利益が米国企業に比べて著しく低いこと(例えば、両国企業のROAまたはROEを比較せよ)、②年金資産の運用がうまくいっていないこと、及び③過去勤務原価の償却が遅れていることが理由と思われる。

##### 2. 東証一部上場企業に対するアンケート調査

###### (1) アンケートの趣旨

前節の調査によって、限られたサンプルについてとはいえ、IAS型年金会計基準の導入(設定)によって、日本企業の①年金債務(PBO)の大きさ(総資産に占める割合)、②年金費用の

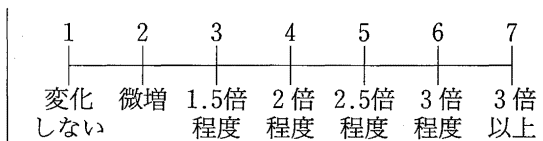
23) FASB[1985]は、年金債務概念として累積給付債務(ABO)概念を採用しているが、年金費用計算のベースとして、予測給付債務(PBO)金額の開示を要求しているため、PBOデータの使用が可能である。

大きさ(総資産に占める割合)、及び③オンバランスされるべき年金負債(PBO-年金資産の公正価値)の大きさ(総資産に占める割合)が明らかとなった。しかし、年金債務としてPBOが採用された場合に、日本の現行実務における年金債務である責任準備金の額はどのように、どの程度変化するのは分からない。また、PBOをベースとして年金費用を計算した場合に、現在の年金費用(基金拠出額)がどのように、どの程度変化するかも分からない。また、オンバランスされる年金負債の額を算定するための年金資産の公正価値が現在の簿価ベースでの開示では分からない。

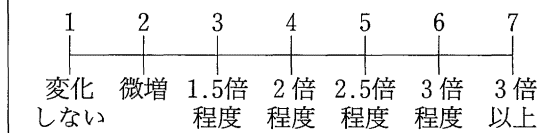
本節では、①サンプル企業の特殊性から生ずる結果のバイアスを免れることと、②上記のような調査では分からないデータを獲得すること、③年金会計に関する国内的・国際的動向を先取りした準備がどの程度出来ているのかを知ることがを目的として、東証一部上場企業に対して行った年金会計に関するアンケート調査を考察している。

(2) アンケートの内容

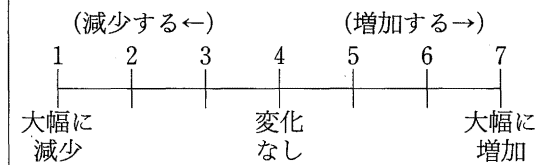
[質問1] 新しい年金会計基準(現在、企業会計審議会で討議されているものを想定しており、IAS方式に近い方法)は、年金費用の計上方法についてこれまでの拠出額計上方式(雇用者の年金基金への拠出額を費用とする方法)ではなく、発生給付方式(年金基金への拠出の有無に関係なく従業員の勤務時間につれて年金費用を計上する方法)を要求する予定です。これによって貴社の年金費用はどの程度大きくなりますか。



[質問2] 新しい年金会計基準は、過去勤務原価(年金制度導入以前の勤務に対する年金費用と制度導入後における予定計算の変更による過去の年金費用の増加額との合計)の負債計上を要求する予定です。これによって貴社の年金負債はどの程度大きくなりますか。



[質問3] 新しい年金会計基準は年金資産(基金積立機関に累積した資産)の時価評価額の開示を要求する予定です。これによって貴社の年金資産の開示額はどのように変化しますか。



(3) 回答結果の概要

以下は、回答者が質問の内容を理解して答えたものと仮定してアンケート調査の結果を解釈している。回答者が質問の意図を誤解して答えた可能性があり、とりわけ質問1に関してはその可能性が高いこと<sup>24)</sup>をあらかじめお断りしておきたい

24) この点に関して、三菱信託銀行(年金ALM室)の神山紀子氏より、「現時点[1998年5月]でアクチュアリーによる試算を行っている企業はほとんどないのでは」との貴重な意見を頂戴した。記して感謝の意を表す。この点に関しては、再調査を行う予定である。

質問1 (有効回答数 353社、回答率 81.9%)

	1	2	3	4	5	6	7	
回答	変化なし	微増	1.5倍程度	2倍程度	2.5倍程度	3倍程度	3倍超	回答の加重平均
	15.6%	37.1%	24.9%	15.9%	3.7%	1.1%	1.7%	2.6

年金費用の計上方式が拠出額計上方式から発生給付方式へ変化する際の年金費用の増加の程度を尋ねた。日本の企業の多くは、年金基金への拠出金支出額を年金費用として計上しているが、今後は年金給付債務の発生ベースで年金費用を認識しなければならなくなる可能性が高いからである。

本質問は全質問中で最も回答率の低いものであった。本質問に答えるには、アクチュアリーによるシミュレーションが必要であることを考えれば、81.9%という回答率は、年金会計基準の将来的変更に対する備えがかなりの程度出来ていると見てよいかもしい。回答の84.4%は、年金費用が増加すると答えており、年金費用に関する会計基準の変更の影響が小さくないことを示している。回答は、2 (微増：37.1%)、3 (1.5倍程度：24.9%)、4 (2倍程度：15.9%) に集中 (77.9%) しており、僅かではあるが、年金費用が、3倍程度および3倍超になると答えた企業 (2.8%) もある。

質問2 (有効回答数 364社、回答率 84.5%)

	1	2	3	4	5	6	7	
回答	変化なし	微増	1.5倍程度	2倍程度	2.5倍程度	3倍程度	3倍超	回答の加重平均
	18.1%	35.2%	22.3%	13.2%	3.8%	1.9%	5.5%	2.8

未償却の過去勤務原価の大きさを尋ねた。具体的には、現在の年金債務 (責任準備金=年金資産の簿価) に過去勤務原価 (年金制度導入以前の勤務に対する年金費用と制度導入後における予定計算の変更による過去の年金費用の増加額との合計) の未償却額を即時に加算するとすれば、年金債務はどの程度増加するかを求めたものである。しかし、厳密に言えば、上記質問

文中の「負債」という用語は、いずれも年金債務と書くべきであった。なぜならば、現行の日本の会計制度においては、年金負債としてオンバランスされているものはないからである。

本質問の回答率も低かった。回答率の低い理由も、84.5%という回答率の評価も質問1と同様である。回答の81.9%は、年金債務が増加すると答えている。回答は、2 (微増、35.2%)、3 (1.5倍程度、22.3%)、および4 (2倍、13.2%) に集中 (70.7%) しており、年金負債が、3倍程度および3倍超になると答えた企業も少ない (7.4%)。

質問3 (有効回答数 391社、回答率 90.7%)

	1	2	3	4	5	6	7	
回答	大幅に減少	← 変化なし →			大幅に増加			回答の加重平均
	1.5%	3.1%	40.7%	36.6%	15.3%	1.3%	1.5%	3.8

年金資産 (基金積立機関に累積した資産) を時価評価した場合の影響を尋ねた。これまで、母体企業の側の財務諸表でも基金の側の財務諸表でも年金資産の時価を知ることはできなかった (注5に示したように1998年3月末決算より厚生年金基金について、基金の側の財務諸表においては時価評価が導入されることになっている)。年金資産の簿価と時価のズレの大きさと方向を知るための質問である。

回答の45.3%は、年金資産の時価が簿価を下回っていると答えており、株価下落等によって、多くの基金で運用資産に含み損が発生していることが分かる。しかし、回答は、若干の減少 (40.7%)、変化なし (36.6%)、および若干の増加 (15.3%) に集中 (92.6%) しており、大きな元本割れを起こしている基金は多くない (4.8%) と考えることもできよう。

以上の回答結果から、前節での考察で捉える

ことの出来なかった事実のうちの次の点が明らかとなった<sup>25)</sup>。①発生給付方式での年金費用の金額が拠出額計上方式(予測給付方式)におけるそれよりも微増～2倍程度増の企業が多いこと。②過去勤務原価の償却が進んでおらず、過去勤務原価を責任準備金に加えると年金債務は微増～2倍程度増の企業が多いこと。③年金基金へ拠出した年金資産の多くに含み損が発生しており、含み損および利差損(予定利回りを達成できていない部分)が年金債務に積み増しされること(したがって、将来の昇給率を加味した未償却過去勤務原価とこれらの積立不足額が、年金負債としてオンバランスされること)。

## V. おわりに

現在のところ、日本の年金会計基準は確定されておらず、国際会計基準も細部に関しては今後修正が行われる可能性がある。しかし、前述したように、改訂国際会計基準の示した①年金債務としてPBOの採用、②年金資産・年金債務の公正価値評価、③積立不足額の負債としてのオンバランス、④過去勤務原価の一括償却、⑤割引率として優良確定利付き債券の利子率の採用)は年金会計の進みつつある方向と云ってよい。また、日本の年金会計基準も将来的には改訂国際会計基準と同様の方向に進むものと予想される。

本稿は、改訂国際会計基準の採用または日本の年金基準がそれに近いものとして設定された際に、日本企業の会計データに与える影響の予測を試みたものである。貸借対照表・損益計算

25) しかし、これらの計算がPBOをベースとしたものかどうかは明確ではないため、これらの回答が改訂国際会計基準型の会計基準を採用した場合の影響を反映しているとは必ずしも言えない。

書への影響は、現在の基金を巡る状況と改訂国際会計基準の基礎をなす理論の帰結、SEC基準採用企業の調査、および東証一部上場企業のアンケート調査から以下の4点に要約できよう。

①新基準採用時点における年金費用の増加(基金への拠出額からPBOの当期増加額への変更および過去勤務原価の一括償却<sup>26)</sup>によって)、②年金費用のボラティリティの上昇(PBOの割引率が市場と連動する、および年金資産の評価損益等が年金費用の計算に参入され市場と連動するため)、③年金債務の増加(責任準備金からPBOへの変更によって)、および⑤積立不足額の負債としてのオンバランスによる負債の増加である。  
[1998年1月末脱稿]

※日本の現行の退職給付会計やアンケートの質問に関しては、同志社大学の松本敏史氏より、有益な指摘を受けた。また、改訂国際会計基準の内容とアンケートの解釈に関して、日本大学の今福愛志氏より多くの示唆を得た。また、今福氏より最新の改訂国際会計基準を送付していただいた。両氏に対して衷心より感謝の意を表す。ただし、本稿における錯誤・誤謬等が、すべて筆者に帰するものであることは言うまでもない。

## 参考文献

- 青山監査法人・プライスウォーターハウス[1996]『国際会計基準ハンドブック』、東洋経済新報社。  
朝日監査法人[1995]『会社の決算と開示』、中央経済社。  
Financial Accounting Standards Board [1985], Statement of Financial Accounting Standard No.87, *Employers' Accounting for Pensions*, December 1985.  
International Accounting Standards Committee [1997], Exposure Draft No.54, *Employee Benefits*, 1996.  
International Accounting Standards Committee [1997], International Accounting Standard No.19

26) IASC [1998]において、現在の従業員で受給権が発生している者の過去勤務原価は即時償却を要求されている(par.97)。



- (revised in 1997), *Employee Benefits* (Clean copy), December 1997.
- International Accounting Standards Committee [1998], International Accounting Standard No.19 (revised in 1997), *Employee Benefits* (Marked up copy), January 1998.
- 今福愛志 [1996]『企業年金会計の国際比較』、中央経済社。
- 今福愛志 [1998]「年金負債の会計制度問題」『会計』第153巻第2号、森山書店、44-57頁。
- 石黒千賀子 [1997]「山一・拓銀破綻でわかった企業年金の危うさ」『日経ビジネス』第920号、日本経済新聞社、6-7頁。
- 会計基準国際化対応調査研究グループ [1998]『調査結果の概要 (第一次中間報告)』、関西大学。
- 加藤直樹 [1997]『わが国会計基準の国際化でよりシビアになる企業選別』、日興リサーチ・センター。
- 企業年金研究所 [1997]『平成9年度版 企業年金白書』、ライフデザイン研究所。
- 企業財務懇談会 [1997]『企業年金に係る会計処理基準の検討にあたっての論点の整理』。
- 厚生省年金局企業年金国民年金基金課 [1996]『厚生年金基金制度研究会 報告報告と解説』、社会保険研究所。厚生省 [1996]
- 厚生省 [1997] <http://www.mhw.go.jp/houdou/0912/h1205-1a.html>。厚生省 [1997a]
- 厚生省年金局企業年金国民年金基金課 [1997]『厚生年金基金制度 改正の解説』、社会保険研究所。厚生省 [1997b]
- 厚生省年金局企業年金国民年金基金課 [1997]『厚生年金基金 財政運営基準の解説』、法研。厚生省 [1997c]
- 松本敏史 [1995]「わが国の年金会計基準」齋藤進・久保田敬一・仁科一彦編著『年金資金の効率的運用』、年金総合研究センター、57-85頁。松本 [1995a]
- 松本敏史 [1995]「わが国の退職給付会計統合の視点」『会計』第148巻第5号、森山書店、48-61頁。松本 [1995b]
- 牟田正人 [1989]「企業年金会計基準の企業財務」『経済論究』第73号、175-196頁。
- 村上清 [1997]『年金制度の危機』、東洋経済新報社。
- 中野誠 [1997]「年金資金・年金負債に対するわが国資本市場の評価-SEC基準採用企業の実証分析-」『会計』第152巻第5号、森山書店、691-706頁。
- 大山義広 [1997]「年金費用・退職金給与引当を考える 第2部『日米における退職給付 債務の差異』」『JICPA ジャーナル』第499号、日本公認会計士協会、26-35頁。
- 労務行政研究所 [1997]「全国主要企業の実態調査資料『退職金・年金事情』'97年版」『労政時報別冊』。
- 桜井久勝 [1997]「資産・負債の時価評価額と株価形成」『会計』第153巻第2号、森山書店、29-43頁。
- 澤悦男・牧哲郎 [1997]「国際会計基準公開草案第54号『従業員給付』の概要について」『JICPA ジャーナル』第498号、日本公認会計士協会、80-90頁。
- Swanson E. P., E. Amir, J. C. Langi, H. F. Mittelstaedt, and S. B. Salter [1997] “AAA Globalization Initiatives Subcommittee Comment on IASC Exposure Draft E54: “Employee Benefits,” *Accounting Horizon*, Vol. 11, No.3, pp.102-105.
- 徳賀芳弘 [1994]「伝統的な負債概念から新しい負債概念へ」『企業会計』第46巻第8号、中央経済社。
- 徳増俣洪・加藤直樹 [1997]『企業会計ビッグバン』、東洋経済新報社。
- 田中周二 [1995]「年金受給権と運用目標について」『年金と雇用』第14巻第1号。

〔九州大学経済学部助教授〕